

コスモエコパワー株式会社「(仮称)新むつ小川原ウィンドファーム事業
環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和3年12月9日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)新むつ小川原ウィンドファーム事業環境影響評価準備書」について、コスモエコパワー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 青森県上北郡六ヶ所村
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 33,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年12月12日
環境大臣意見受理	平成29年3月3日
経済産業大臣意見発出	平成29年3月10日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成31年2月13日
住民意見の概要等受理	令和元年6月3日
青森県知事意見受理	令和元年8月23日
経済産業大臣勧告発出	令和元年9月10日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和3年3月19日
住民意見の概要等受理	令和3年5月28日
青森県知事意見受理	令和3年9月27日
環境大臣意見受理	令和3年10月15日
経済産業大臣勧告発出	令和3年12月9日

問合せ先:電力安全課 沼田、江藤、須之内
電話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

○事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

エ 対象事業実施区域の周辺においては、他の事業者による環境影響評価手続が終了若しくは手続中の風力発電事業が計画されている。他の事業との累積的な影響に係る事後調査及び環境監視の実施に当たっては、他の事業者と情報を共有するよう努めるとともに、必要に応じて合同での調査を実施すること等により、累積的な影響を最大限把握すること。

オ 他の事業者から累積的な影響の予測又は評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

カ バッドストライク及びバードストライクに関する事後調査については、死骸の見落としや他の動物の持ち去りによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で調査すること。

2. 各論

○鳥類及び生態系に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、多くのガン類、カモ類及びハクチョウ類の渡り鳥の重要な飛来地となっており、環境省の生物多様性の観点から重要度の高い湿地に選定された「陸奥湾」及び「小川原湖湖沼群」が位置する等、自然環境保全上、特に鳥類にとって重要な地域が存在していることから、本事業の実施により、鳥類に対して移動の障害、餌場機能の喪失、バードストライク等の影響が懸念される。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物

の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオオワシ、オジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されており、特に対象事業実施区域の南東に位置する「鷹架沼」はこれら希少猛禽類の採餌場となっているほか、対象事業実施区域内では当該地域の主要な渡り鳥であるオオハクチョウの飛翔が高い頻度で確認されていることから、これら鳥類への重大な影響が懸念される。

本事業においては、ブレード及びタワー下部の彩色を行う等の一定の配慮が認められるが、本事業の実施による重要な鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無、渡り鳥の移動経路等に係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、鳥類との衝突のおそれがある季節・時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力をを行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。